

職員各位

社会福祉法人サンフレンズ  
理事長 土屋 俊彦

## 介護職員処遇改善等手当等の支給に関する件（通達）

介護職員の賃金改善のため、2009年10月から実施された介護職員処遇改善交付金から始まった処遇改善等加算は、  
2024年4月現在、①介護職員処遇改善加算②介護職員等特定処遇改善加算③介護職員等ベースアップ等支援加算  
の3つに④処遇改善支援補助金が加わりました。

この3つの処遇改善等加算と一つの処遇改善補助金についての手当等を、2024年4月からは次のとおり支給します。

また、6月から処遇改善等加算が一本化されることから、それに伴う手当の支給変更も行います。

この手当の変更是、6月実績の収入が国保連から法人に入金される8月から行う予定です。

## 2024年4月～7月

- 1 基本給・賃金 (介護職員処遇改善加算から支給。不足分は法人から支給。)
- |     |  |
|-----|--|
| 対象者 | 介護職員   |
| 金額  | 2008年を基準にして常勤職員の基本給を月額700円から76,540円増額、<br>2011年を基準にして非常勤職員の時給を50円から470円増額。 |
- 2 常勤賞与 (介護職員処遇改善加算から支給。不足分は法人から支給。)
- |     |  |
|-----|--|
| 対象者 | 介護職員   |
| 金額  | 2008年を基準にして常勤職員の基本給を月額700円から76,540円増額した分の賞与増額分 |
- 2 処遇改善手当 (介護職員処遇改善加算から支給。不足分は法人から支給。)
- |     |  |
|-----|--|
| 対象者 | 毎月1日現在、在籍する介護職員全員（兼務者含む）。ただし1日に休職・休業・欠勤中の職員除く。 |
| 金額  | 月 5, 000 円<br>非常勤職員は、1週あたりの労働条件通知書に定める日数による。   |
- | 1週あたりの労働日数 | 支給額     |
|------------|---------|
| 5日以上       | 5,000 円 |
| 4日以上       | 4,000 円 |
| 3日以上       | 3,000 円 |
| 2日以上       | 2,000 円 |
| 1日以上       | 1,000 円 |
- 例) 月・火・水隔週勤務の場合 → 週2.5日 → 週2日以上の2,000円を支給。
- 3 処遇改善夜勤手当 (介護職員処遇改善加算から支給。不足分・対象外職員分は法人から支給。)
- |     |                                  |
|-----|----------------------------------|
| 対象者 | 夜勤を行った職員。                        |
| 金額  | 特養 1回 3,000 円<br>おあしそ 1回 5,000 円 |
- 4 夜勤手当 (介護職員処遇改善加算から支給。不足分・対象外職員分は法人から支給。)
- |     |                           |
|-----|---------------------------|
| 対象者 | 夜勤を行った職員。                 |
| 金額  | 1回 4,000 円 (4,000円の内800円) |
- 5 処遇改善介護福祉士手当 (介護職員処遇改善加算から支給。不足分・対象外職員分は法人から支給。)
- |     |   |
|-----|---|
| 対象者 | 毎月1日現在、在籍する介護福祉士登録をしている介護職員（兼務者含む）。                                   |
| 金額  | ただし1日に休職・休業・欠勤中の職員除く。<br>月 4, 500 円<br>非常勤職員は、1週あたりの労働条件通知書に定める日数による。 |
- | 1週あたりの労働日数 | 支給額     |
|------------|---------|
| 5日以上       | 4,500 円 |
| 4日以上       | 3,600 円 |
| 3日以上       | 2,700 円 |
| 2日以上       | 1,800 円 |
| 1日以上       | 900 円   |
- 例) 月・火・水隔週勤務の場合 → 週2.5日 → 週2日以上の1,800円を支給。

6 特定処遇改善介護福祉士手当 (介護職員等特定処遇改善加算から支給。不足分・対象外職員分は法人から支給。)

対象者 毎月1日現在、在籍する介護福祉士登録をしている介護職員（兼務者含む）。

ただし1日に休職・休業・欠勤中の職員除く。

金額 月10,000円

非常勤職員は、1週あたりの労働条件通知書に定める日数による。

1週あたりの労働日数	支給額
5日以上	10,000円
4日以上	8,000円
3日以上	6,000円
2日以上	4,000円
1日以上	2,000円

例) 月・火・水隔週勤務の場合 → 週2.5日 → 週2日以上の4,000円を支給。

7 資格手当 (介護職員処遇改善加算から支給。不足分・対象外職員分は法人から支給。)

対象者 介護福祉士

金額 月額1,000円、介護職従事者は月額5,500円

対象者 社会福祉士・介護支援専門員の資格を登録している常勤職員

金額 1資格につき月額2,000円、介護支援専門員従事者は月額5,000円

8 非常勤職員賞与 (介護職員等特定処遇改善加算から支給。不足分・対象外職員分は法人から支給。)

対象者 9月、3月の支給日在職する非常勤職員。

金額 人事考課に基づく標準支給額（理事会決定）に期間率・換算率を考慮した額

9 基本給調整額① (介護職員等ベースアップ等支援加算から支給。不足分は法人から支給)。

対象者 全常勤職員

金額 基本給の2.0%

10 基本給調整額① (介護職員等ベースアップ等支援加算から支給。不足分は法人から支給)。

対象者 賞与支給対象の常勤職員

金額 賞与算定基礎に加える

11 基本賃金調整額① (介護職員等ベースアップ等支援加算から支給。不足分は法人から支給)。

対象者 全非常勤職員

金額 時間給の2.0%

12 基本給調整額② (2024年3月実績分より介護職員処遇改善支援補助金から支給。不足分は法人から支給)。

対象者 全常勤職員

金額 月額3,000円

13 基本給調整額② (2024年6月支給分より介護職員処遇改善支援補助金から支給。不足分は法人から支給)。

対象者 賞与支給対象の常勤職員

金額 賞与算定基礎に加える

14 基本賃金調整額② (2024年3月実績分より介護職員処遇改善支援補助金から支給。不足分は法人から支給)。

対象者 全非常勤職員

金額 1時間当たり10円

15 相談業務従事者手当 (2024年4月実績分より介護職員処遇改善支援補助金から支給。不足分は法人から支給)。

対象者 地域包括支援センターの相談業務従事者、特養の生活相談員、

通所介護の生活相談員、小規模多機能の計画作成担当者、居宅の介護支援専門員（

介護従事者の介護職員処遇改善手当及び特定処遇介福手当とは併給しない）

金額 月額20,500円

16 その他 (各処遇改善等加算および補助金に支給不足がでてきた場合一時金として支給。)

対象者 随時

金額 随時

2024年8月～

17 基本給・賃金	(新介護職員処遇改善加算から支給。不足分は法人から支給。)		
対象者	介護職員		
金額	2008年を基準にして常勤職員の基本給を月額700円から85,340円増額、 2011年を基準にして非常勤職員の時給を50円から465円増額。		
18 常勤賞与	(新介護職員処遇改善加算から支給。不足分は法人から支給。)		
対象者	介護職員		
金額	2008年を基準にして常勤職員の基本給を月額700円から85,340円増額した分の賞与増額分		
19 処遇改善手当	(新介護職員処遇改善加算から支給。不足分は法人から支給。)		
対象者	常勤職員で 毎月1日現在、在籍する介護職員（介護福祉士除く・兼務者含む）。ただし1日に休職・休業・欠勤中の職員除く。		
金額	月5, 000円		
対象者	非常勤職員で 毎月1日現在、在籍する介護職員（介護福祉士除く・兼務者含む）。ただし1日に休職・休業・欠勤中の職員除く。		
金額	2024年7月までの処遇改善手当は終了。新たな手当として支給。 一時間当たり45円。（ただし旧処遇改善より支給が下回る職員にプラス5円～130円を当面の間支給。）		
20 処遇改善夜勤手当	(新介護職員処遇改善加算から支給。不足分は法人から支給。)		
対象者	夜勤を行った職員。		
金額	特養 1回 3,000 円 おあしす 1回 5,000 円		
21 夜勤手当	(新介護職員処遇改善加算から支給。不足分は法人から支給。)		
対象者	夜勤を行った職員。		
金額	1回 4,000 円 (4,000円の内800円)		
22 処遇改善介護福祉士手当	(新介護職員処遇改善加算から支給。不足分は法人から支給。)		
対象者	常勤職員で 毎月1日現在、在籍する介護福祉士登録をしている介護職員（兼務者含む）。 ただし1日に休職・休業・欠勤中の職員除く。		
金額	2024年7月までの処遇改善介福手当および特定処遇介福手当は終了。新たな手当として支給。 月19, 500円		
対象者	非常勤職員で 毎月1日現在、在籍する介護福祉士資格を持つ介護職員（兼務者含む）。ただし1日に休職・休業・欠勤中の職員除く。		
金額	2024年7月までの処遇改善介福手当および特定処遇介福手当は終了。新たな手当として支給。 一時間当たり125円。（ただし旧処遇介福手当と旧特定介福手当の合計より支給が下回る職員にプラス15円～50円を当面の間支給。）		
23 資格手当	(新介護職員処遇改善加算から支給。不足分・対象外職員分は法人から支給。)		
対象者	常勤介護福祉士		
金額	月額1, 000円		
対象者	社会福祉士・介護支援専門員の資格を登録している常勤職員		
金額	1資格につき月額2, 000円、介護支援専門員従事者は月額5, 000円		
24 非常勤職員賞与	(新介護職員処遇改善加算から支給。不足分・対象外職員分は法人から支給。)		
対象者	9月、3月の支給日在職する非常勤職員。		
金額	人事考課に基づく標準支給額（理事会決定）に期間率・換算率を考慮した額		
25 基本給調整額①	(新介護職員処遇改善加算から支給。不足分・対象外職員分は法人から支給。)		
対象者	全常勤職員		
金額	基本給の2.0%		

26 基本給調整額①	(新介護職員処遇改善加算から支給。不足分・対象外職員分は法人から支給。)
対象者	賞与支給対象の常勤職員
金額	賞与算定基礎に加える
27 基本賃金調整額①	(新介護職員処遇改善加算から支給。不足分・対象外職員分は法人から支給。)
対象者	全非常勤職員
金額	時間給の2.0%
28 基本給調整額②	(新介護職員処遇改善加算から支給。不足分・対象外職員分は法人から支給。)
対象者	全常勤職員
金額	月額3,000円
29 基本給調整額②	(新介護職員処遇改善加算から支給。不足分・対象外職員分は法人から支給。)
対象者	賞与支給対象の常勤職員
金額	賞与算定基礎に加える
30 基本賃金調整額②	(新介護職員処遇改善加算から支給。不足分・対象外職員分は法人から支給。)
対象者	全非常勤職員
金額	1時間当たり10円
31 相談業務従事者手当	(新介護職員処遇改善加算から支給。不足分・対象外職員分は法人から支給。)
対象者	地域包括支援センターの相談業務従事者、特養の生活相談員、通所介護の生活相談員、小規模多機能の計画作成担当者、居宅の介護支援専門員（介護従事者の介護職員処遇改善手当及び特定処遇介福手当とは併給しない）
金額	月額20,500円
32 その他	(新処遇改善等加算に支給不足がでてきた場合一時金として支給。)
対象者	隨時
金額	隨時